

新経済学部エキスパートコースに関する内規

制 定 2025年11月20日  
新経済学部教授会

(趣旨)

**第1条** この内規は、成蹊大学経済学部規則第5条の3第2項の規定に基づき、エキスパートコース(以下「コース」という。)に関し必要な事項を定める。

(コースの内容)

**第2条** コースの内容は、次のとおりとする。

- (1) 企業マネジメントコース
- (2) ファイナンスコース
- (3) サステナビリティコース
- (4) 公共政策デザインコース

(コースの授業科目、修了要件等)

**第3条** 前条に掲げるコースの対象となる授業科目、修了要件等は、別表に掲げるとおりとする。

(コースの登録及び修了)

**第4条** コースの修了は、当該学生の自発的な履修により、別表に定める要件を満たした場合に認定することとし、事前の登録は要しない。

2 複数のコースを修了することは、これを妨げない。

(修了証の授与)

**第5条** コースを修了した者には、その事実を証明する修了証を授与する。

2 前項の修了証を受けるためには、所定の手続により、学部長に申請しなければならない。

(内規の改廃)

**第6条** この内規の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

附 則 (2025年11月20日制定)

この内規は、2026年4月1日から施行し、2026年度以降の入学者から適用する。

別表 (第3条関係)

	コース名	対 象 科 目	修了に必要な P 1 (注)
1	企業マネジメントコース	産業組織論A② 産業組織論B② 組織の経済学② 国際経済学② 労働経済学② ベーシック民法② 企業を取り巻く法律② 企業マネジメント特殊講義②	24
2	ファイナンスコース	ファイナンスA② ファイナンスB② 金融論A② 金融論B② 金融に関する法律② 国際金融論② コーポレート・ファイナンス② ファイナンス特殊講義②	
3	サステナビリティコース	環境経済学A② 環境経済学B② 都市経済学② 経済地理学A② 経済地理学B② 地球環境問題② 開発経済学② 環境と法② サステナビリティ特殊講義②	
4	公共政策デザインコース	財政学A② 財政学B② 公共経済学② 教育経済学② 社会保障論A② 社会保障論B② 医療経済学② 法と経済学② 公共政策デザイン特殊講義②	

(注) 成蹊大学学則第39条第4項に定める各授業科目の評価点(Sに4.0、Aに3.0、Bに2.0、Cに1.0、Fに0を与える。)にその単位数を乗じて得た積の合計をP1とする。